

第 号
登録免許税過誤納通知書
税務署長 殿
登録免許税法第31条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録免許税過誤納の通知をします。
記
1 過誤納の原因
2 過誤納の原因の発生した日 昭和 年 月 日
3 過誤納付額 円
4 納付方法
5 登録を申請した者又は登録を受けた者 氏名又は名称 住 所
6 還付請求・還付の申出の有無 有・無 請求があつた日 昭和 年 月 日
7 還付場所として希望する銀行又は郵便局の名称及び所在地
8 陸運事務所名及び所在地 昭和 年 月 日
知 事 印

(日本標準規格B列5番)

注1 過誤納の原因の欄には「申請の却下」、「申請の取下」、「過大納付」、「還付の請求」及び「還付の申出」のうちから該当するものを記載する。還付の請求とは、登録免許税の課税標準又は税額の国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、過誤納があるときに、還付の請求がある場合をいい、また「還付の申出」とは、再使用証明に係る領収証書又は印紙を再使用しないこととなつたため、還付を受けたい旨の申請書が提出された場合をいう(本文7口)。

2 過誤納の原因の発生した日の欄には、つぎの日を記載する。

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 申請の却下 | 申請を却下した日 |
| (2) 申請の取下 | 申請の取下があつた日 |
| (3) 過大納付 | 登録をした日 |
| (4) 還付の請求・還付の申出 | 還付の請求・還付の申出があつた日 |

3 納付方法の欄には、印紙納付の場合は「印紙納付」、それ以外の場合は、領収証書に記載されている収納機関の名称を記載する。

4 「還付請求・還付の申出の有無」、「請求があつた日」、「還付場所として希望

する銀行又は郵便局の名称及び所在地」の欄は、「過大納付」及び「還付の請求・還付の申出」に該当する場合に記載する。

陸運事務所名及び所在地の欄は、当該登録に係る陸運事務所名及び所在地を記載する。

なお、支所の場合は支所名及び所在地を記載する。